

大竹市議会基本条例制定

平成30年12月議会本会議最終日(18日)において、議会運営委員会より提出された全22条からなる議会基本条例案が可決され成立しました。

本条例は議会及び議員の活動原則を明文化したもので、平成18年に北海道栗山町におかれ全国で初めて制定されて以来、多くの自治体で制定し施行されてきました。

この条例について大竹市議会でも、これまで長い期間検討して参りましたが、議会改革調査会での取り組みにより、今年度だけで20回の会議を重ねて中身を精査し、この度の制定に至っています。

これにより、議会の権能と責任が明らかにされ、いままで以上の議会活動の活性化が期待されます。

これまでの経緯

平成24年

- ・多くの会派から議会基本条例について研究すべきとの提案があった

平成28年

- ・議長の諮問機関の議会改革調査会に議会基本条例の検討について依頼

平成29年

- ・議会基本条例の各条文のひな形が完成

平成30年

- ・条文の逐条解説の作成に着手
- ・調査会内部にて合意が得られたため議長に報告
- ・12月定例会期中に議会運営委員会にて協議
- ・条例案として本会議に提案を決定
- ・本会議最終日にて提案し可決した



こちらから市ホームページにつながります。



ここでは条例の前文をご紹介します。目的や活動原則ほか、定数や報酬、最高規範性などが記された各条文については市ホームページをご覧ください。

大竹市議会基本条例

<http://www.city.otake.hiroshima.jp/soshiki/shigikai/gikaijimu/kihonnjourei/1545700765979.html>

前文

大竹市議会は、大竹市長とともに、2つの代表機関のそれぞれが異なる特性を活かして大竹市民の意思を代弁する責務を負っており、市民に対して二元代表制の実効性を高め、議会の責務を常に自覚して最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の増進はもとより、地方自治の本旨の実現を使命として活動するものである。

議会は、市民から直接選挙で選ばれた大竹市議会議員による合議制の機関である。私たちは、その使命を達成するために、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に信頼される議会を目指し、ここに議会及び議員の活動原則等を定める。